（本號十面）　（明治三十五年二月二日逓信省認可）　明治二十五年六月十一日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報は毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月遲依頼○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ左記ノ料ニ一箇月ニ付三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日以上七日以上	六日迄	十三錢	十一錢
一行五號活字ニ付四十字詰	一日限			
一行ニ付				

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて屢〻各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を粧飾するより各社同一の記事を掲ぐるあり寡から寧ろ時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

追加豫算案

貴院が衆院の議定したる二十五年度追加豫算案に對し衆院にて削りたる海軍省の軍艦製造費等を復活せしめて更に衆院に送りたるに衆院にては討議の末、百二十三に對する百五十七の多數を以て受附く可きものに非ずと決議したり抑も衆院が軍艦製造費の支出を拒みたるは過日の時事新報にも一言したる如く國防上不都合の決議なれば貴院にて之を復活せしめんとするは如何にも穏なる政案なれども衆院の論勢あれを非として拒絶するとあれば是れ亦是非なき次第なり其拒絶論に貴院は衆院より送りたる決議を原案として修正す可きも最初より無き款項を新に挿み入るゝの權はある可らず憲法違背なりと云へば非拒絶論は之に服せず新に款項を加へたりと云ふも本來影もなきものを製作したるに非ず本と政府より提出して一度必剝がれたるものを書に復するに過ぎず即是れ修正の一法なり違法に非ずとて國費支出の利害を論ずるに遑あらず憲法論の勝敗を以て遂に拒絶に決したるみとなり憲法の解釋は隨分曷からざるみとにして既に一昨日の衆院中にても其解釋法を二樣にし雙方相分れて人數を數ふれば百五十七と百二十六との多少にして其差僅に三十一にみそあれば黒白分明にして天下の議論ふ〳〵に定りたるにもあらず況して貴院に於ては最初より憲法に從ひし積りにて事に從ひたるみとなれば是れより貴衆の間に憲法論の変動ある可きは自然の勢なるが如くなれども我輩は此一段に至りて特に事の経便を斯るものなり貴院にて衆院の所爲を不當なりとすれば或は上奏云々の說もあらん事みゝに至れば止むを得ざるに似たれども上奏の一事は憲法に明文みそあれ其實は容易に依願す可き道にあらず此明文ありながら三十年にも五十年にも曾て之を利用したる者なし下界の政論は下界の自治に任せ如何にも處理して至尊を煩はし奉らずと云ふ其自治の間に臣民たる者の德義も存するみとなれば此處は貴院の人々も篤と期辨して政治社會全體の平和を重んじ自から貴族院の貴重なる體面を省みて始めて価を作る勿らんみと切望に堪へず又實際に於ても政變病の容體を現はしたるが爲めに貴院が之に對して深切に注意を加へたりと云ふ則ち自今僅々半年の事實は社會一般具眼者の見る所にて既に明白なればきるの款項を削りて唯徒に政變病の容體を現はしたる年を過ぎ次會の議場には必ず右の款項も復活せしめんとするの事實は社會一般具眼者の見る所にて既に明白なれば此處は貴院の衆議に損する所なきのみならず自今僅々半